企業年金新商品

ニッセイ特別勘定第1特約「グローバルバランスロ」の発売について

日本生命保険相互会社(社長:清水博、以下「当社」)は、企業年金の新商品として、 ニッセイ特別勘定第1特約「グローバルバランスロ」(以下「当商品」)を開発し、2022年 2月より発売いたします。

長引く低金利環境下で、安全性資産である国内債券の収益に課題があることに加え、 足元では市場環境が不透明さを増しており、企業年金の運用では収益確保と運用の安定化 を両立することが求められています。こうしたニーズにお応えするべく、長期の良好な 運用実績を持つファンドをもとに、目標リターン、リスク水準を国内の企業年金向けに カスタマイズしたマルチアセット運用の商品を開発いたしました。

当社は今後も、お客様のニーズにきめ細かくお応えできるよう、魅力的な商品の提供に 努めてまいります。

<ニッセイ特別勘定第1特約「グローバルバランスロ Iの特徴>

- 1
- ベンチマークを設定しない、絶対収益型のマルチアセット商品で、 長期の良好な運用実績を持つファンドをもとに、国内の企業年金向けに開発
- 2
- ▶ 世界有数の運用会社(DWS グループ)の潤沢なリソースを活用した ジャッジメンタル運用(※)の仕組みにより、適切な資産配分で収益を獲得
- 3
- ▶ 伝統的資産(内外株式・国債)に拘らず、社債や金等を含めたさまざまな 資産に投資を行うことでリスクを抑える分散効果を発揮
- 4
- ▶ ファンド専属のリスク管理チームが日々精緻にリスクをモニタリングし、 必要に応じてきめ細かなリスク管理を実施しつつ運用

く中長期の想定リターン、リスク>

中長期想定リターン

年率3~4%程度

中長期想定 リスク

年率3~5%程度

<DWS グループについて>

DWS グループは 1956 年に設立されたドイツの資産運用会社で、約 106 兆円(2021 年 3 月)の運用資産残高を有しています。 さまざまな領域において豊富な専門人材・チームを擁し、マルチアセット 運用は 50 年以上の歴史があります。

※DWS(ディー・ダブリュー・エス)とは「有価証券の専門家」を意味するドイツ語「Die Wertpapier Spezialisten(ディ ヴェルトパピア スペチアリステン)」を略したもの。

■沿革

1956 年 ドイツにて設立

1968 年 マルチアセット運用を開始

2018 年 ドイツ銀行のアセットマネジメント部門から、IPO(新規株式公開)を実施。その際、

日本生命が株式の 5%を取得。 ※保有比率 ドイツ銀行 79%、日本生命 5%(2021 年 3 月)

■業界における位置づけ

ドイツ : 個人投資家向け投資信託 1位(約34兆円)**1

年金向け運用資産残高 2位(約5兆円)^{※2}

グローバル:保険向け運用資産残高 3位(約20兆円)^{※3}

※1 2020年11月、※2 2020年4月、※3 2019年12月

(別紙)ニッセイ特別勘定第1特約 商品の内容について

保険業法第300条の2により準用される金融商品取引法第37条の規定により、ニッセイ特別勘定第1特約に関する広告等を行う際に表示すべき事項を記載しております。「ニッセイ特別勘定第1特約」とは、確定給付企業年金保険特別勘定第1特約、厚生年金基金保険(H14)特別勘定第1特約、厚生年金基金保険特別勘定第1特約および国民年金基金保険特別勘定特約等のことをいいます。

【 I . 損失(元本割れ)のリスク】

- ◆ご利用いただける特別勘定(ロ)の種類とその運用対象資産は下表のとおりです。
- ◆ニッセイ特別勘定第1特約の付加により、主契約(一般勘定)の年金資産(責任準備金)の全部または一部がご採用いただく特別勘定(口)で運用され、運用対象資産の価値を時価評価することにより計測する特別勘定(口)の運用実績がそのままご契約者の年金資産(責任準備金)に反映されます。
- ◆各特別勘定(ロ)での運用は、運用成果の如何により高い収益を期待できる反面、元本保証がなく、国内および海外の債券、株式等の運用対象資産の価値の下落や取引相手の信用状況の悪化等により運用実績がマイナスとなり元本割れが生じるおそれがあります。また、運用実績がマイナスとならない場合でも、ご契約者にご負担いただく手数料・租税やご契約者の持分を計算する過程で生じる端数処理の影響により、元本割れが生じるおそれがあります。

		各特別勘定(ロ)の運用内容	運用対象資産					
総合口		国内および海外の債券、株式等に投資するバランス型運用 (アクティブ運用)						
安定収益追求口		中長期的に一定の水準を安定的に上回るリターンを目指す国 内および海外の債券、株式等に投資するバランス型運用(アク ティブ運用)	資産の種類は特定しません(各投資対象別口の運用対象資産が含					
ターゲットリスク 運用口※1		ポートフォリオ構築時にリスク制約を設け、安定的なリターンを 目指す国内および海外の債券、株式等に投資するバランス型 運用(アクティブ運用)						
		伝統的資産に拘らず、社債や金等を含めた様々な資産に分散 投資するバランス型運用(アクティブ運用)						
	国内债券口	信用リスクが少ない国債、社債等による債券特化型運用(アク ティブ運用)	国債、地方債、社債、特別の法律により設立された法人の発行する債券、非居住者円貨建債券、公債または社債に対する投資として運用することを目的としかつ株式または出資に対する投資として運用しない証					
	市場連動型 国内債券口 ※3	信用リスクが少ない国債、社債等により、市場に連動した成果 を目指す債券特化型運用(市場連動型運用)	券投資信託の受益証券、これらを原資産とする派生商品、債券の空売 りおよび債券の貸借 等					
	国内株式口	1部上場の優良銘柄を中心とした株式特化型運用(アクティブ 運用)	特別の法律により設立された法人の発行する出資証券、株式、新株予 約権証券、株式に運用する証券投資信託の受益証券、これらを原資産					
	市場連動型 国内株式口	市場に連動した成果を目指す株式特化型運用(市場連動型運用)	利権証券、株式に連用する証券投資信託の受益証券、これらを原資産とする派生商品および株式の信用取引 等					
	外国債券口	主要先進国の国債等を中心としたグローバルな外国債券特化 型運用(アクティブ運用)						
		主要先進国の国債等を中心とし、原則として為替をフルヘッジ したグローバルな外国債券特化型運用(アクティブ運用)	国内債券口に定める性質を有する外貨建資産、外貨建新株予約権付 社債、これらを原資産とする派生商品(外貨建株式を原資産とするもの を含む)、外貨建預金、通貨を対象とした派生商品 等					
	市場連動型 外国債券口	主要先進国の国債等を中心とし、市場に連動した成果を目指すグローバルな外国債券特化型運用(市場連動型運用)						
	外国株式口	主要先進国の優良銘柄を中心とした外国株式特化型運用(アクティブ運用)	国内株式口に定める性質を有する外貨建資産(派生商品を含む)、外					
	市場連動型外国株式口	市場に連動した成果を目指す外国株式特化型運用(市場連動型運用)	貨建預金、通貨を対象とした派生商品 等					
	マネーマーケットロ	コールローン、預金等の短期金融商品による運用(アクティブ 運用)	現金、預貯金、コールローン、コマーシャルペーパー、手形市場において売買される手形、円建BA、公債または社債、これらを原資産とする派生商品、債券の空売りおよび債券の貸借 等					

- ※1 ターゲットリスク運用口およびグローバルバランス口は、厚生年金基金保険(H14)特別勘定第1特約、厚生年金基金保険特別勘定第1特約および国 民年金基金保険特別勘定特約を付加されている場合、ご採用いただくことができません。
- ※2 マネーマーケットロを除く投資対象別口では、各口に定める資産のほか、マネーマーケットロに定める資産を保有することがあります。
- ※3 ファンド残高が200億円以下の場合、国債のみ組み入れを行います。

【Ⅱ,手数料(付加保険料)の計算方法の概要】

◆手数料(付加保険料)は、当社が引受ける年金資産(責任準備金)のうち上記の特約部分の各特別勘定(ロ)ごとの平均残高に応じて計算する体系としています。具体的には、平均残高をいくつかの段階に分け、低い段階に対応する平均残高には高い手数料率(各特別勘定(ロ)ごとの手数料率の上限は下表参照。)を、高い段階に対応する平均残高には低い手数料率(各特別勘定(ロ)ごとの手数料率の下限は下表参照。)をそれぞれ乗じて得た金額の合計額を毎年ご負担いただきます。

		総合口・	投資対象別口									
		安定収益追求口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	国内 債券口	市場連動型国内債券口	国内 株式口	市場連動型国内株式口	外国 债券口	為替ヘッジ 付 外国債券ロ		外国 株式口	市場連動型外国株式口	マネーマーケットロ
		グローバルバランスロ※	良分口	国内良分口	1本八口	国内标式口	良分口	が国債券ロ	が国債券ロ	17.20	/ 当休八日	7,911
確定給付 企業年金保険	手数料率 上限	0.525%	0.415%	0.270%	0.605%	0.360%	0.635%	0.635%	0.405%	0.685%	0.450%	0.050%
厚生年金 基金保険(H14)	手数料率 下限	0.220%	0.155%	0.075%	0.250%	0.100%	0.250%	0.250%	0.145%	0.260%	0.190%	
厚生年金基金保険	手数料率 上限	0.440%	0.330%	0.270%	0.520%	0.360%	0.550%	0.550%	0.405%	0.600%	0.450%	0.050%
国民年金基金保険	手数料率 下限	0.220%	0.155%	0.075%	0.250%	0.100%	0.250%	0.250%	0.145%	0.260%	0.190%	0.050%

[※]ターゲットリスク運用口およびグローバルバランスロは、厚生年金基金保険(H14)特別勘定第1特約、厚生年金基金保険特別勘定第1特約および国民 年金基金保険特別勘定特約を付加されている場合、ご採用いただくことができません。

【Ⅲ. 手数料(付加保険料)に係る留意事項】

- ◆消費税(地方消費税を含む)は別途申し受けます。
- ◆「Ⅱ. 手数料(付加保険料)の計算方法の概要」に規定する手数料(付加保険料)のほか、特別勘定の資産運用の過程で発生する売買委託手数料等の諸費用、保有する投資信託に係る信託報酬等の諸費用、特別勘定資産の損害回復のための訴訟費用を資産運用費用の一部として間接的にご負担いただきます。なお、売買委託手数料等の諸費用については売買委託先・売買金額等によって手数料率が変動する等の理由から、信託報酬等の諸費用については手数料率の異なる投資信託を随時購入・売却する可能性があることから、特別勘定資産の損害回復のための訴訟費用については事前に見積もることができないことから、これらの計算方法は表示しておりません。
- ◆ニッセイ特別勘定第1特約の手数料(付加保険料)には、主契約(一般勘定)の手数料(付加保険料)等は含まれておりません。
- ◆ニッセイ特別勘定第1特約の手数料の計算方法の詳細については、「ニッセイ特別勘定第1特約のご案内」「準用金融商品取引法第37条の3にもとづく契 約締結前交付書面」等をご覧ください。

【Ⅳ. その他留意事項】

- ◆当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。
- ◆生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、ニッセイ特別勘定第1特約については、生命保険契約者保護機構による補償はありません。ただし、ニッセイ特別勘定第1特約については、生命保険会社の経営破綻時の更生手続において、責任準備金を削減しない取扱い(100%保全)が可能となっております。(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することになります。)なお、主契約(一般勘定)部分は、生命保険契約者保護機構による補償の対象となります。
- ◆保険契約者保護の措置の詳細は、「生命保険契約者保護機構」にお問合せください。 生命保険契約者保護機構:TEL 03-3286-2820、受付時間 月~金曜日 9:00~12:00・13:00~17:00(祝日・年末年始はお取扱いしておりません。) ホームページアドレス https://www.seihohogo.jp/

【V. お申込みにあたって】

◆お申込みにあたっては、「ニッセイ特別勘定第1特約を付加する商品の説明パンフレット」「定款・約款集」「準用金融商品取引法第37条の3にもとづく契約締結前交付書面」および「特に重要なお知らせ」等を必ずご覧ください。

以上